

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和4年11月29日(金)			
会議時間	開会	午前10時19分	閉会	午前10時56分
場所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 永澤 由利			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 委員 千葉 大作			
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長 補佐兼調査係長			
出席説明員				
本日の会議に 付した事件	議会改革について (1)議員報酬等について (2)「市民と議員の懇談会における意見等」の取扱いについて (3)「議会モニターからの意見等」の取扱いについて			
議事の経過	別紙のとおり			



## 議会運営委員会記録

令和4年11月29日

(開会 午前10時19分)

委員長 : ただいまの出席委員は5名であります。

定足数に達していますので、これより議会運営委員会を開会します。

千葉大作委員より欠席の旨届出がありました。

千葉大作委員が欠席のため、永澤由利議員が委員外議員として出席しています。

録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、(1)議員報酬等についてを議題といたします。

前回の委員会において、議員報酬等を見直しするため、特別職報酬等審議会を開催し、審議いただくよう、年内にも市長へ申入れをしてはどうかと提案させていただきました。

このことについて、会派等に持ち帰り説明、協議をしていただくこととしておりましたので、本日はその結果を御報告いただきたいと思いますが、報告に先立ち、北上市議会における議員報酬の引上げの取組内容について、事務局での調査結果を報告させます。

八重樫事務局長。

事務局長 : 北上市議会における議員報酬の見直しの経緯などについて、北上市議会事務局から確認いたしました。

まず、報酬見直しの背景でございますが、議会活動量が増加していること、類似団体と比較すると低額になっていること、議員の成り手がいないことから議員報酬は生活給の視点が必要であること、議員報酬は平成8年から据置きであったこと、などから見直しを行ったとのことでございます。

次に、議会としての動きですが、議員報酬等検討特別委員会を平成30年4月に設置し、同年12月までの期間で計16回の委員会を開催したとのことであります。

委員会は、会派代表と広聴委員会の正副委員長の計10人で構成したとのことあります。

最終的に委員会では、議員報酬を5万円増額することが適当であるという結論に至ったとのことございます。

市民への説明、情報共有についてでございますが、平成30年の2月と11月に、議会が主催するフォーラムを開催しております。

ここでは、議会の在り方、議員報酬、議員定数などについて、知識経験者などを招いての講演、パネルディスカッションなどを行ってございます。

このほか、8月から9月にかけて、市内15地区において、市民との懇談会を開催し、意見を聞いたとのことあります。

市民との懇談におきましては、具体的な引上げ額を提示することなく、報酬や議員定数の在り方についての懇談をしたと伺ってございます。

次に、条例改正までの動きについてですが、平成30年12月に、市長に対して報酬を増額するよう書面により要請しております。

この際、具体的な引上げ額と、資料を添えて要請したとのことであります。

その後、翌年の1月に特別職報酬等審議会を2回開催し、月5万円の引上げが妥当という答申があったとのことで、それを受けて、2月通常会議において、市長提案で条例改正案が上程され、全会一致で可決したとのことでございました。

以上、時系列でまとめましたものが資料の表になってございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。

北上市から確認した内容は以上でございます。

なお、他市議会との報酬額の比較や、合併前後の議員報酬額の推移についても改めて資料を整えて、タブレットに掲載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、説明した内容について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、各会派で協議いただいた内容について、報告いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

清和会、千田委員。

千田委員：全国平均に近づくような金額、40万円程度は必要ではないか、時期については新型コロナウイルス感染症が収まってからではいかかということでもとまっておりましたが、その後については、特段、会派で議員報酬についての話はしていませんので、その時の意見がそのまま継続しているというような形で考えております。

以上です。

委員長：輝郷会、小野寺委員。

小野寺委員：報酬等の見直しの進め方の案について、前回示された方向でいいのではないかといいことでございます。

以上です。

委員長：一関みらい、永澤議員。

永澤議員：話し合いの経過並びに状況を御報告したいと思います。

議員報酬につきまして、報酬の根拠となるものを市民に示す必要があるというように思っております。

そういう意見がありました。根拠より大義ではないかというような意見もございました。

そういうことで、金額においては、これまでどおり、会派で示した案のとおりというところではありますが、特にも会派の中の議員から出された話は、やはり一関市は大変広く、北上市、奥州市より広域的な地域であるというようなことから、議員活動の負担、時間それから経費に関しては、より多くかかっているのではないかというようなことが、話し合われたところでございます。

以上です。

委員長：日本共産党一関市議団、岡田委員。

岡田委員：私たちは議員報酬を引き上げることについて、理由として、若手議員の成り手不足ということがテーマになっていると思うのですが、その点について、これまで、意見を述べてきましたが、若い方々が議員に手を挙げられないという状況がどういふことがあるのかということで、会派としても若い方々と懇談をしました。

そうした中で、やはり、議員になるためにこれまでの仕事、会社を辞められない、辞める勇気がない、不安だというような話や、議員になったらライフスタイルがどのように変わっていくのかという、議員の仕事、姿が見えないということなどの意見が若い方々から出されたことがございました。

やはり議会として、もっと若い人たちの場に議会が足を向けて、いろいろな懇談をしていくという交流が必要なのではないかということが出されています。

もう一つは、北上市が議員報酬を引き上げたのですけれども、その後の議員選挙で、結局選挙にならなかったという経過がありますので、そういう点で、北上市の検証といえますか、そういった活動をしていく、懇談などの活動などが必要ではないかという意見が出されております。

委員長：一関市議会公明党、岩淵委員。

岩淵委員：これまで協議してきた内容と変化はございません。

ただ、市長に対して特別職報酬等審議会への諮問を要望するというタイミングですが、前は令和6年度ということで意見として申し上げておりましたが、これを1年前倒して、令和5年度にすべきというところが変化点であります。

以上です。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、意見交換を終わります。

それでは、議員報酬等の見直しについてでありますけれども、委員長案としてお示し

したとおり、年内に、市長に対して議長名で特別職報酬等審議会の開催を要望したいと考えております。

それで、皆さんの意見の中で、やはり額を定めて、市長に諮問をお願いすべきではないかという話があり、正副委員長で協議しました。

会派の意見の中にもあったように、市民に対する説明も必要ではないかとか、今後もそういった取組をしなければいけないのではないかというお話もありましたけれども、私どもの議会改革については、前任期のときから取り組んできた内容であり、市民に対する説明会も開いてきましたし、ワークショップでもやってきたつもりでおります。

そういった意味で、改選後に発足した議会運営委員会の新たなメンバーによる協議をしてきたところでありますけれども、正副委員長とすれば、年内に、市長に特別職報酬等審議会の開催についての要望を出したいということで、正副委員長とすれば、5万円の増額を提示したいと思っております。

この内容につきましては、北上市の中身と同じですけれども、そういう意味ではなく、市の規模が同じような議会についても調査をした中で、40万円前後という額が非常に多く、またもっと高いところもありますけれども、北上市と同じになりますけれども、5万円の増額ということで要望したいと思っております。

時期については年内中ということで、12月通常会議の開会中もしくは閉会后、議長を通してお願いしたいと思っております。

正副委員長の案は以上でありますけれども、この案について皆様から御意見をお聞きしたいと思っております。

小野寺委員。

小野寺委員：前回説明を受けたときは、当局側からは、額を特に示されなくても、特別職報酬等審議会に諮問することができるというような内容だったかと思っております。

5万円という額の根拠について、今、各会派で統一できるかどうか非常に問題があるのではないかと思います。

当会派では、額までは協議していませんので、私は前回の考え方で、お願いするという事によろしいのではないかと思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：北上市と同様に5万円増額だとすると、市民の所得が北上市と同様の状況にあるかという、そうした検証も必要になると思われるので、議会として金額を提示して特別職報酬等審議会の開催を申し入れるというのは、今の段階では問題があると思っております。

委員長：先ほど小野寺委員からもありましたとおり、市当局では額の提示がなくても特別職報酬等審議会に諮問できるというお話がありましたけれども、議会としての一致した考えをある程度示す上では、額まで定めたほうがいいのではないかということで、正副委員長で協議したところであります。

その額について、どこに基準があるのだということになりますけれども、先ほど申し

たような類似都市とのバランス、それから、当一関市議会は前任期の段階で定数を 26 人まで 4 人減らす思い切った議会改革を行ってきたところでもあります。

26 人になったことによって、先ほど永澤委員からもあったように市域が広い中で、議員の活動量は間違いなく増えております。

これは各委員とも認識いただいていることだと思いますし、前回の任期中には議員の活動量調査も行っております。

活動量は、新しい任期にもなってからは、かなり増えているのが実情だと思います。

他市に比べて一関市が、どのくらい増えているかという具体的な数字はありませんけれども、各議員が、その認識はあると思いますので、そういった意味で、私ども一関市議会の議員報酬については、他市並の 5 万円増とすることは、決して多くない、高い額ではないと思っておりますので、そのあたりの額で特別職報酬等審議会へ諮問をお願いしたいという正副委員長の考えであります。

この議会運営委員会の中で全員の意見を一致させたいところでございますけれども、いずれ 12 月中に市長に対しての要望書を出したいと思っておりますので、皆さんの考えがまとまらなければ採決を取らなければいけないと思っておりますけれども、この進め方について、いかがでしょうか。

小野寺委員。

小野寺委員：特別職報酬等審議会を設置するというのであれば、これは常設ではないので、当初予算で予算措置しなければいけないという意味でいうと、今月中に申入れをしないと来年度予算に反映させることは難しいのではないかと思います。

補正予算で特別職報酬等審議会を設置するということはあり得ないので。

会派からはこういう意見もあるという程度の内容を付して申入れをするのであればいいのですが、議会として 5 万円という額をここで決めるという話は無理ではないかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長：各会派の意見は全て添付いたします。

会派の意見について十分に内容を理解いただきたいということで、附帯意見といいますが、添付して出したいと思っておりますけれども、いずれ議会として、ある一定の額のめどをつけて要望しないと。

特別職報酬等審議会に資料を全部渡して、その中で決めてくれということで、当初私もいいのではないかと思いますけれども、皆さんの意見を踏まえると、やはり一定の額を示して、諮問してもらったほうがいいのではないかという意見もありましたので、正副委員長で案を出したところでもあります。

小野寺委員。

小野寺委員：改選前の段階での協議は行っていましたが、改選後、新しい会派になってから我が会派では額の話は一切協議しておりませんので、今の段階で 5 万円という数字を出すということは整理をしてから、もう 1 回会派に持ち帰って協議しなければいけないと思っております。

先ほど言ったように、タイムスケジュール的には年内には申入れしなければいけないが、今年中にもう一度、各会派で話し合っても、統一した額が出せるかどうか。

だから、額にこだわらなくてもいいのではないかというように思います。

委員長：議会改革の議会運営委員会については、前任期から継続審議ということで取り組んできたという認識でおりますので、もちろん会派の構成が変わっていても、継続して協議してきた中身については、そのまま引き継いでやってきたつもりであります。

前回の委員会で、各会派に持ち帰って、その辺についても協議をお願いしたいということにしたのですけれども、特に事務局のほうに意見などは出されなかったので、この中で進めるとすれば、やはり一定の額を示した格好で申入れを行ったほうが、当局でも取り組みやすいのではないかということで、正副委員長で案を作ったところであります。

その辺を十分皆さんのほうでも、御理解いただきたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：前回の委員会では、額を話し合っほしいということではなかったと思います。

申入れの案がこれでいいかどうか確認してほしいというように、私は受け止めました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：議会改革で議員報酬については改選前からの継続審議になっているというように委員長がおっしゃるのですけれども、改選前は、議員報酬は今引き上げる状況にないということが継続されてきて、現在に至っているということだと認識しております。

そういうことでありますので、今突然5万円増額ということは無理な状況ではないかと思います。

類似団体とのバランスというお話もありましたが、額だけではなくて、市民生活とのバランスといった部分も検証していかなければ、額は出てこないのではないかと考えております。

委員長：千田委員。

千田委員：会派によっては、まだ金額についての話し合いをしていないというところもあるようでございますけれども、来年度の予算で特別職報酬等審議会の設置を行うためには、やはり年内での申入れということが前提として必要になるかと思えます。

金額まで含めた形の全会一致が望ましいと思いますが、できないのであれば、どういう形がいいか。

もう一度会派に持ち帰って、金額も含めた形でこの金額でどうかということをお話し合っていて、そして、できれば12月の議会中に、取りまとめて出すような形がいいのではないかと思います。

ただ、今、御意見をお伺いしますと、時期尚早というような形の意見もありますので、全会一致は無理、難しいのではないかと思います。



そうであれば、こういう反対意見もあるが、特別職報酬等審議会に諮問してほしいという形で、金額の提示までいけるかどうかということだろうと思いますので、今日この場で、こうするというのは難しいと思いますので、一旦会派に持ち帰って、締切日を決めて何日までに金額も含めた形で、委員長、副委員長に報告いただきたいということで、年内に出すことを前提に進められてはいかがかと思います。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、いずれ年内に市長に対して要望をしたいということについては全会一致ができるのではないかと思いますので、額については今日、委員長、副委員長の案をお示ししたところでありますので、額も含め、今後の進め方などについて、再度、各会派の中で御協議いただいて、その意見を持ち寄って再度協議したいと思います。

今、千田委員からは締切を決めてというお話でしたけれども、どのくらいの日数が各会派では必要でしょうか。

千田委員。

千田委員 : 12月通常会議の初日が6日ですので、6日には各会派が集まると思いますので、その週を一つのめどにしてはいかがでしょうか。

その週で取りまとめて、翌週に報告していただくという形ではいかがかと思います。

委員長 : それでは、12月通常会議の日程の中で、12日が一般質問の3日目で、終了時間が午後3時40分となっておりますので、一般質問終了後に、議会改革の議会運営委員会を開催するというので、皆様には意見をまとめていただきたいと思います。

額については、正副委員長からの、これはあくまでも提案でありますので、その辺についても検討いただき、報告をいただきたいと思います。

そのように取り進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは以上で議員報酬等についての協議を終わります。

次に、(2) 市民と議員の懇談会における意見等の取扱いについてを議題といたします。

市民と議員の懇談会における意見等については、前回意見の一覧表を提示し、この中で議会運営委員会として取り組んでいったほうがよいという項目があれば、報告をいただくこととしておりましたが、本日まで報告はございませんでした。

委員長といたしましては、課題区分の議員の資質向上については、御意見としてしっかり受け止め、それをそれぞれの議員が、今後の議員活動の参考としていただくこととしたいと思います。

また、課題区分の議会運営についても、御意見として受け止め、市民との懇談の場、あるいは議会広報などにおいて説明をしていきたいと思っております。

以上の内容を広聴広報委員会に報告したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、市民と議員の懇談会における意見等の取扱いについての協議を終わります。

次に、(3) 議会モニターからの意見等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：会議（本会議）の運営に係る議会モニターからの意見一覧という資料をお開きいただければと思います。

議会モニターからの意見、提言についてであります。モニターからは随時、書面により提出いただいているところでございます。

また、9月通常会議終了後には、広聴広報委員会において、モニターとの意見交換会も実施しております。

モニターから出された意見、提言は、広聴広報委員会で集約しているところでありますが、市民と議員の懇談会と同様に、議会運営に関するものについて、議会運営委員会に申し送りがございました。

意見や提言は資料のとおりであります。一般質問の時間や内容などに関するものや、傍聴者への対応に関するものが主となっております。

本日は、これら意見に対する回答や対応方法などについて御検討いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長：事務局にお伺いしますが、モニター何名の方の御意見ですか。

熊谷書記。

書記：モニターは10名に委嘱しております。

10名の方からは書面やメールで随時意見をいただいているところでございます。

それから、意見交換会には、モニターのうち6名に出席していただいたところでございます。

意見交換会での意見は6名からの意見でございます。

以上でございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：最初の意見につきましては、これは従来から問題にされていたことで、当局の答弁時間が長いと、議員の再質問の時間が少なくなるというのは前々から言われてきているところがございますので、これは今後議論する必要があるのだろうと思います。

当局の答弁はいくら長くなってもいいけれども、質問時間はある程度確保することとし、ここでは30分というような御意見もあるわけですが、そういった組立でも、今後考えていく必要があるかと思えます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：議員の質問時間の確保、それがやはり議会改革の現在の最大の課題ではないかと思っております。

往復質問という形ではなくて、片道質問というように言われているようですけれども、しっかりと質問時間を、30分なら30分確保するというやり方に切り替えるべきだということがございます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、あくまでも議会モニターからの意見でございますので、取扱いということになれば、意見として伺っておくもの、それから今後の議会改革の中で検討するものに分けることができると思いますので、その辺については正副委員長で協議して、分類して進めたいと思いますので、分けるところは正副委員長で行って、議会モニターに中身を説明するという格好にしたいと思いますが、正副委員長に一任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、正副委員長で検討したいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、議会モニターの意見等の取扱いについての協議を終わります。

次にその他、皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に関する議会運営委員会については、先ほど申したとおり、12月12日の一般質問終了後に開会したいと思いますので、各会派での協議をよろしく願います。

以上で、本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(閉会 午前10時56分)